犬ほけて噬かゝりし事ありとなんいへり　厠ハさきに事ふおそろしき又は
狼山里に出て犬をくらひ或ハ牛馬に底はけ又ハ人をも害す雪深き年ハあやめれとも
るゝの時ハたゝかふものなりとぞ又オホカミと山犬とは同し類の異なる種類あるらし
おしく差別ありオホカミの足にハ指のあひたに膜のありて山犬の足のゆきにハ水搔あ
て山犬の足は水搔なしといふこれ獣類の別ちあらいはれあるへし依之と
里人ハオホカミを山犬といひ山犬をオホカミといふも又きこえたるいひ出るハ
オホカミ也とぞ
右井掌力此動物を仰なりて下吏に命して事状実を尋ぬ
るに大宮村の長より申上ル書上ル口書左のことし

覚

一　大宮村山下坂本七兵衛倅当正月十一日だん山成こと申ところへ四十四五歳女
ひきそひ三人
〆　おそつ申者年四十三歳かみいれ
〆　よねと申娘年八二十三きすれ共而
〆　三人共にかき寄に行候ハ口足そろいてくらひおき申候娘ハいたきしめ

はちと申者ハ山へ参り切ころし　右女子年二十三ニ成ル此かせ
といふ者かしのことくに御座候
六ツの子と年ハ五才ニなりしかれ
按ニ山下といふハ宮村の内の小地名也位山の山下なる故この名ありと
云〇按ニ古代俗間の文書ニハ何ニても何之物共限ニメノ文字を書
する事此書法也山間の里俗なとハ今も其法を伝へしなり亦ハメといふや
〆ハ以上の略字そのかりの種玉庵雑記ニあり〇此かたをいとしこゝに
よハ宮の人と馬とにかゝるとも狼をこふ人加勢して打留たりと
云ふなり

一三六　丑三月四日飛驒国吉城郡[illegible]村ニ而[illegible]但之心得候へハ
吉ハ猟ニ夜四ツ合迄出犬ハ并和宗平馬殺一ヶ所傷大あ弁ニ申
者火ニえ有へき存在及殺しに事山ゟ出ル度一ヶ後其次右衛門
ち申同村仕井伊勝左衛門共ノ者迄及候母ニも同人絶ち候

竹腰[illegible]大久保加賀守光来ニ而御條目[illegible]

申義ハ前後不残御所以人数大勢其外集諸士[illegible]

難成候付夥敷出入不申候付叡[illegible]右之通

出来不申大勢之人数ニ付[illegible]理不尽ニ[illegible]一手ニ而[illegible]

何様ニ而[illegible]候[illegible]大勢其外集混雑

之事故中ニ而出入不申候一旦手傷[illegible]大勢

不申其節[illegible]一同人数[illegible]組[illegible]其中[illegible]町名

[illegible]人[illegible]其中[illegible]

[illegible]大人数之事[illegible]

[illegible]事[illegible]一同[illegible]

[illegible]上[illegible]殿[illegible]上[illegible]

[illegible]大勢人数[illegible]

[illegible]

一

三七

十月四日

右之者何此度[illegible]被仰付候[illegible]加賀守[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]医師

[illegible]

[illegible]

[illegible]

幸田志道院日帰

幸田宮之助

今般[illegible]

日光御宮為

上使[illegible]